

# 地方財政審議会付議（決裁）案件

令和2年10月20日（火）

（案件名）

- ・ 令和2年度における当せん金付証票の発売許可について  
（バレンタインジャンボ・バレンタインジャンボミニ）（決裁案件）

（根拠法令は別紙）

自治財政局地方債課

南里課長補佐（内23394）

## 令和2年度における当せん金付証票の発売許可について

令和 2 年 10 月  
自治財政局 地方債課

### 1 発売計画額及び発売回数

(単位:百万円)

団体名	年間計画額 ①	既許可額 ②	今回許可額 ③	許可額総計 ④(②+③)	計画残額 ⑤(①-④)
全国自治宝くじ事務協議会	889,954	847,954	42,000	889,954	0
ドリームジャンボ	54,000	54,000	0	54,000	0
ドリームジャンボ	36,000	36,000	0	36,000	0
ドリームジャンボミニ	18,000	18,000	0	18,000	0
サマージャンボ	87,000	87,000	0	87,000	0
サマージャンボ	63,000	63,000	0	63,000	0
サマージャンボミニ	24,000	24,000	0	24,000	0
ハロウィンジャンボ	48,000	48,000	0	48,000	0
ハロウィンジャンボ	33,000	33,000	0	33,000	0
ハロウィンジャンボミニ	15,000	15,000	0	15,000	0
年末ジャンボ	183,000	183,000	0	183,000	0
年末ジャンボ	132,000	132,000	0	132,000	0
年末ジャンボミニ	51,000	51,000	0	51,000	0
バレンタインジャンボ	42,000	0	42,000	42,000	0
バレンタインジャンボ	27,000	0	27,000	27,000	0
バレンタインジャンボミニ	15,000	0	15,000	15,000	0
通常くじ	53,950	53,950		53,950	0
数字選択式宝くじ (ナンバーズ)	86,254	86,254		86,254	0
数字選択式宝くじ (ミニロト)	28,935	28,935		28,935	0
数字選択式宝くじ (ロト6)	163,856	163,856		163,856	0
数字選択式宝くじ (ロト7)	127,077	127,077		127,077	0
数字選択式宝くじ (ビンゴ5)	15,882	15,882		15,882	0
東京都	10,300	10,300		10,300	0
関東・中部・東北 自治宝くじ事務協議会	37,800	37,800		37,800	0
近畿宝くじ事務協議会	12,000	12,000		12,000	0
西日本宝くじ事務協議会	16,500	16,500		16,500	0
栃木県	10,500	10,500		10,500	0
合計	977,054	935,054	42,000	977,054	0

### 2 当せん金付証票法第5条第2項により総務大臣が指定する宝くじの概要

発売団体	回数	発売予定額 (百万円)	最高賞金額 (百万円)	証票金額 (円)	発売期間等	倍数 (万)
全国自治宝くじ事務協議会	第872回	27,000	200	300	バレンタインジャンボ R3.2.3~R3.3.5	66.7

●当せん金付証券法（昭和二十三年法律第四百四十四号）（抄）

（都道府県等の当せん金付証券の発売）

第四条 都道府県並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第三十二条の規定により戦災による財政上の特別の必要を勘案して総務大臣が指定する市（以下これらの市を特定市という。）は、同条に規定する公共事業その他公益の増進を目的とする事業で地方行政の運営上緊急に推進する必要があるものとして総務省令で定める事業（次項及び第六条第三項において「公共事業等」という。）の費用の財源に充てるため必要があると認めるときは、都道府県及び特定市の議会が議決した金額の範囲内において、この法律の定めるところに従い、総務大臣の許可を受けて、当せん金付証券を発売することができる。

- 2 前項の許可を受けようとする都道府県及び特定市は、第七条第一項に掲げる事項及び当せん金付証券の発売により調達する資金を財源とする公共事業等の計画を記載した申請書を、総務大臣に提出しなければならない。
- 3 総務大臣は、第一項の規定による市の指定及び同項の許可については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

（当せん金付証券の当せん金品の限度）

第五条

- 2 一当せん金付証券の当せん金品の最高の金額又は価格は、証券金額の五十万倍に相当する額を超えてはならない。ただし、総務大臣が当せん金付証券に関する世論の動向等を勘案して指定する当せん金付証券については、一当せん金付証券の当せん金品の最高の金額又は価格は、証券金額の二百五十万倍（総務大臣の指定する当せん金付証券が加算型当せん金付証券である場合で加算金のあるときにあつては、五百万倍）に相当する額を超えない範囲の額とすることができる。

●地方財政法（昭和二十三年法律第九号）（抄）

（当せん金付証券の発売）

第三十二条 都道府県並びに地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び戦災による財政上の特別の必要を勘案して総務大臣が指定する市は、当分の間、公共事業その他公益の増進を目的とする事業で地方行政の運営上緊急に推進する必要があるものとして総務省令で定める事業の財源に充てるため必要があるときは、当せん金付証券法（昭和二十三年法律第四百四十四号）の定めるところにより、当せん金付証券を発売することができる。

# 令和2年度バレンタインジャンボ・ミニの賞金体系について

## 令和元年度

	令和元年度	
	うち 東京2020協賛ジャンボ	うち 東京2020協賛ジャンボミニ
発売計画	450億円 300億円	150億円
発売実績 (発売計画 消化率)	296億円 (65.8%)	92億円 (61.2%)
証票金額	— 300円	300円
発売期間	R2.2.3~2.28(26日間)	
1等賞金 (前後賞)	— 2億円×10本 (5,000万円×20本)	2,000万円×20本 (500万円×40本)

## 【バレンタインジャンボの賞金体系】

等級	当せん金(円)	本数(本)
1等	200,000,000	1
前後賞	50,000,000	2
組違い賞	100,000	99
2等	5,000,000	5
3等	1,000,000	100
4等	100,000	3,000
5等	10,000	20,000
6等	2,000	100,000
7等	300	1,000,000

## 【バレンタインジャンボミニの賞金体系】

等級	当せん金(円)	本数(本)
1等	20,000,000	5
前後賞	5,000,000	10
2等	1,000,000	50
3等	100,000	4,000
4等	10,000	20,000
5等	3,000	100,000
6等	300	1,000,000
特別賞	30,000	1,000

## 令和2年度

	令和2年度	
	うち バレンタインジャンボ	うち バレンタインジャンボミニ
発売計画	420億円 270億円	150億円
証票金額	— 300円	300円
発売期間	R3.2.3~3.5(31日間)	
1等賞金 (前後賞)	— 2億円×10本 (5,000万円×20本)	2,000万円×20本 (500万円×40本)

## 【バレンタインジャンボの賞金体系】

等級	当せん金(円)	本数(本)
1等	200,000,000	1
前後賞	50,000,000	2
組違い賞	100,000	99
2等	10,000,000	3
3等	1,000,000	50
4等	50,000	3,000
5等	10,000	30,000
6等	3,000	100,000
7等	300	1,000,000

## 【バレンタインジャンボミニの賞金体系】

等級	当せん金(円)	本数(本)
1等	20,000,000	5
前後賞	5,000,000	10
2等	50,000	4,000
3等	10,000	40,000
4等	3,000	100,000
5等	300	1,000,000